

磐田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 6 日

磐 田 市 長 草地 博昭

磐田市条例第 27 号

磐田市手数料条例の一部を改正する条例

磐田市手数料条例（平成 17 年磐田市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の前の見出し並びに同項及び第 4 項を削る。

別表課税又は納税に関する証明の項中「300 円」を「300 円（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定による特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。以下「個人番号カード等」という。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロに規定する移動端末設備をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。以下同じ。）を利用して、地方公共団体情報システム機構の電子計算組織を經由し、市の電子計算組織と通信回線により接続された端末機（以下「端末機」という。）から交付を受ける場合は 200 円）」に改め、同表住民票、戸籍の附票に関する証明の項及び印鑑に関する証明の項中「300 円」を「300 円（個人番号カード等又は移動端末設備を利用して、端末機から交付を受ける場合は 200 円）」に改め、同表戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 120 条第 1 項、第 120 条の 2 第 1 項若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍証明書の交付の項中「450 円」を「450 円（個人番号カード等又は移動端末設備を利用して、端末機から交付を

受ける場合は３５０円）」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１１月２日から施行する。